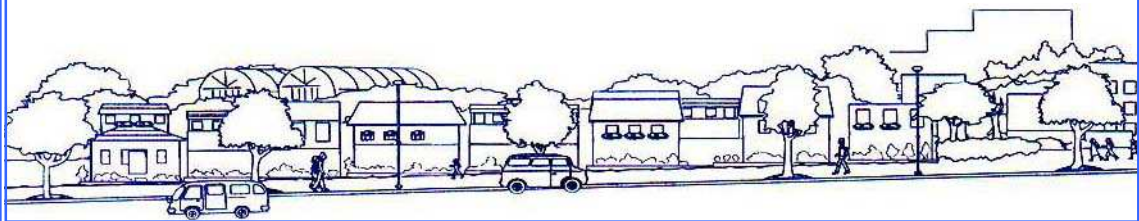


北小岩一丁目東部地区



133



2014/11/18

江戸川区土木部

区画整理課

連絡先：沿川整備第一係

5243 7160

第21回まちづくり懇談会を開催します ～今後の事業スケジュールと盛土工事について説明します～

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本地区におきましては現在、既設道路に埋設してあるガス・上水道・下水道等のライフラインを全て撤去する工事を進めており、順次、国の盛土工事に着手する予定です。

つきましては、区より今後の事業スケジュールについて、国より高規格堤防の盛土工事について説明をさせていただくため、下記の日程で第21回まちづくり懇談会を開催します。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、皆さまお誘いあわせの上、お越しくださいますようお願いいたします。

懇談会は、より多くの方にご出席していただくため、同じ内容で平日と休日の2回開催を予定しています。

皆さまのご都合のよい日にお越しいただきますよう、よろしくお願いたします。

懇談会の開催概要

日時 平成26年11月28日(金) 午後 7時から
平成26年11月30日(日) 午前 10時から

どちらも同じ内容なので、ご都合がよい日にお越しくください。

会場 小岩アーバンプラザ集会室第1・2(2階)

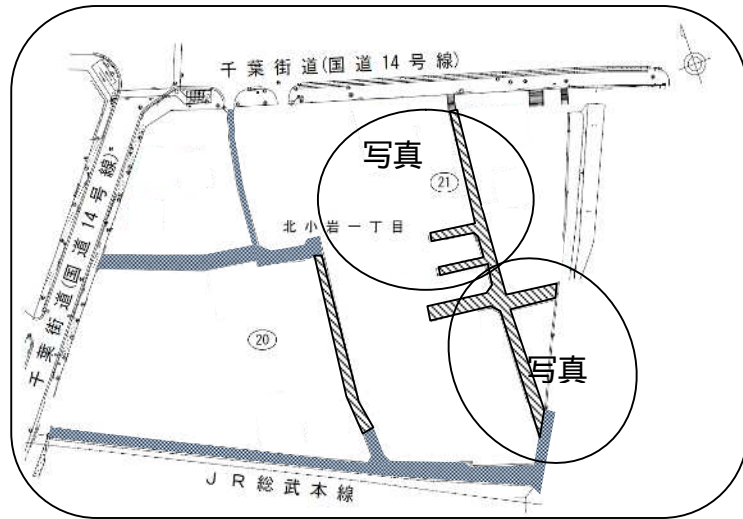
内容


- ・今後の事業スケジュール(案)について
- ・高規格堤防整備事業(盛土工事)について
- ・質疑応答など




懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

ライフライン撤去工事の進行状況について



 は11月14日までに工事が終わった範囲です。

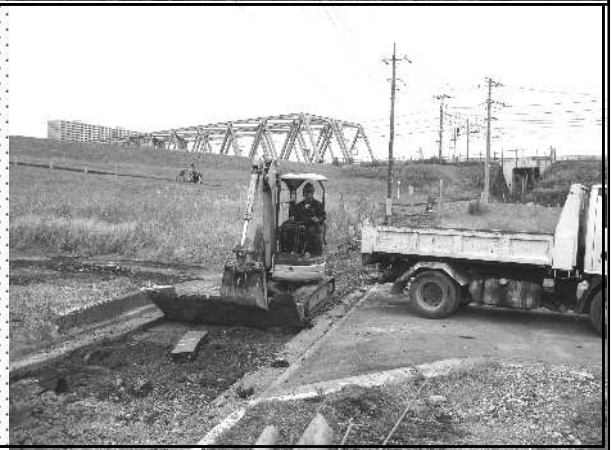
 は12月末までに工事が終わる範囲です。

工期は平成27年1月9日までです。

写
真



写
真



土地の権利の変更があった方は届出をお願いします

権利関係について、平成26年度分の建築物等移転補償契約の締結以降に下記の変更があった場合は、まちづくり事務所までご連絡ください。皆さまに提出いただく書類や記載例をお渡しいたします。また、これまでに書類を提出されている方につきましては、提出は不要です。

所有権の移転

土地の売買等により所有権が変わった場合

借地権・借地権以外の権利（使用貸借権や賃借権等）の変更

契約変更等により各権利が変わった場合

住所・氏名の変更

引越しによる住所の変更や婚姻による氏名の変更などがあった場合

権利者の変更

権利者がお亡くなりになり、相続した場合

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

篠崎地区まちづくり事務所(北小岩一丁目東部地区担当)

5243-7160

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

